

令和 7 年度第 2 回長野県公共事業評価監視委員会 議事録

日時：令和 7 年 9 月 3 日（水）13 時 30 分から 16 時 50 分

場所：長野県庁議会棟第 1 特別会議室

（事務局）

ただいまより令和 7 年度第 2 回長野県公共事業評価監視委員会を開催いたします。

私は、本日の司会進行を務めます長野県政策評価担当の池田と申します。よろしくお願いいたします。

本日の委員の出席についてご報告します。本日の出席者は、委員名簿に記載の 9 名になります。委員 11 名中 9 名の出席をいただいておりますので、長野県附属機関条例第 6 条第 2 項の規定により、本委員会が成立していることをご報告します。また、本日の会議は公開で行い、後日議事録を県ホームページで公開する予定ですので、ご承知おきください。

次に資料の確認をお願いします。

本日の委員会は、ペーパーレスで行いますので会場の委員の皆様は、お手元のタブレット端末のデータをご覧ください。説明の際はスクリーンにも投影いたします。Web 参加の委員の皆様は、先にお送りしたデータをご覧ください。なお、説明の際には、オンラインで画面共有します。

説明資料は、第 2 回委員会フォルダに保存してありますので、ご覧ください。次第、詳細審議一覧表、委員名簿については、会場の委員の皆様にはお手元にお配りしています。オンラインの委員の皆様には、先にデータをお送りしておりますのでご確認ください。資料 6 のファイルは、再評価、事後評価の見直しに係る修正案になります。後ほど説明させていただきます。また、会場のタブレットには、第 1 回委員会の資料も添付してありますので参考にしてください。本日の資料は、以上になります。よろしいでしょうか。本日、リモートで参加の皆様をお願いいたします。会議中は、リモートのカメラはオンにいただき、マイクはミュートにさせていただきますようお願いいたします。ご発言いただきます際には、マイクをオンにしてその旨をお知らせいただき、お名前をおっしゃってからご発言いただきますようお願いいたします。なお、音声が聞き取りにくいなど議事に支障がありましたら、会議中でも遠慮なくマイクをオンしてお申し出ください。資料の確認、タブレットの操作については、よろしいでしょうか。それでは、議事に入させていただきます。会議の議長は、長野県附属機関条例第 6 条第 1 項により、委員長が

務めることになっており、古本委員長が欠席のため、以降の議事進行は、熊谷委員長代理をお願いいたします。それでは、熊谷委員長代理をお願いします。

（熊谷委員長代理）

長野大学の熊谷です。お手元の議事次第に沿いまして議事を進めてまいります。まず、全体的な進め方についてですが、詳細審議一覧をご覧ください。本年度、当委員会で詳細に審議する案件については、第1回の委員会で抽出したとおり、新規評価3か所、再評価4か所、事後評価1か所となっております。本日の委員会では、8月28日に現地調査を実施しました4か所の詳細審議と、現地調査に代えて写真や動画などによる机上調査4か所、計8か所の詳細審議を行いたい。審議の進め方は、箇所毎に説明および質疑応答の時間をとり、意見を整理してまいりたいと思います。それでは、最初に現地調査を実施いたしました。新規評価 道路改築事業 阿久～坂室について、担当の道路建設課から説明をお願いします。

（道路建設課）

道路建設課です。

新規評価 阿久～坂室の説明に入る前に、道路事業全般に係る事項として、再検討させていただきたい事項がありますので、最初に説明させていただきたいと思います。

道路事業における新規評価、再評価では、費用対効果として、費用便益比、 B/C を算出しております。今年度は、令和7年2月に改定された国土交通省の費用便益分析マニュアルに基づき、各事業の B/C を算出し、県評価委員会及び評価監視委員会に諮ってきたところです。そのような中、8月29日に国土交通省から、費用便益分析マニュアルの一部に誤りがあったと訂正の通知がありました。具体的には、各費用便益として、走行時間短縮便益の算出に必要な原単位、交通事故減少便益を算定する交通事故損失額算定式の中に誤りがあったということです。

現在、国土交通省では、長野県と同様に、再評価等審議中です。その審議中の案件については、誤りを修正の上、再計算をし、費用便益比に修正が必要な場合は、直ちに修正するという方針でありますので、本県においても、費用便益を再計算させていただきたいと考えております。再計算の結果、費用便益比の修正が必要になった場合は、第3回公共事業評価監視委員会の際に、説明させていただきたいと思います。

ご了解いただけましたら、作業を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、引き続き、道路改築事業 一般県道 払沢茅野線 原村～茅野市の阿久～坂室の説明をいたします。当該箇所は、8月28日に現地をご覧ください。

現地調査の際は、現道を通行してＪＲのアンダーのクランク箇所を通り、原村が整備した村道を通り、今回の整備箇所に向かいました。現地では、諏訪建設事務所から状況を説明させていただきましたが、ご覧いただいている写真のとおりです。現地における審議概要を説明いたします。

一つ目は、近年の豪雨により、アンダーパス部などに冠水による被害が発生しているということで、今回の計画路線では、中央自動車道との立体交差点について、冠水等により通行に支障が出ないかといったご質問をいただきました。

中央自動車道との交差点の横断図をお示しておりますが、現在の既設橋梁の下の空間を利用して整備する計画になっております。縦断図のとおり、全体的に縦断勾配がついており、適切に道路排水ができる構造となっておりますので、冠水の心配はありませんという回答をさせていただいております。

二つ目は、豪雨時に近接して流れる大早川が氾濫する危険性はないか。また、急傾斜地法などの法的な網かけがないかなど、ご質問をいただきました。

当該箇所については、法的な網かけがかかっているかですが、急傾斜地法および土砂災害防止法に基づく区域ではないことをご説明させていただいております。

砂防河川の大早川の氾濫の危険性についてですが、大早川と計画している道路との高低差は低いところで 13m となっており、危険性は低いと考えられることをご説明させていただいております。

続きまして、阿久遺跡が隣接しているが、この遺跡に関して、工程等に影響はないかのご質問をいただいております。

阿久遺跡の縁を新しい道路が造成される予定ですが、道路本体は阿久遺跡にはかかっておらず、取り付けをする市道や村道が遺跡にかかるといった状況です。今後、事業着手してから、詳細な設計を行います。その際に試掘等を行い、遺跡が出ないことを確認してから工事を進めてまいります。

続きまして、現道についてですが、宮川坂室交差点から宮川交差点間の改良計画はあるかというようなご質問をいただきました。

図面左側のところに、宮川交差点から宮川坂村交差点へ黄色で示している区間が現道になります。

右側の写真にお示したとおり、現状で 2 車線となっており、十分車が通れるということで、現時点においては、改良計画はありません。

歩道が今回計画されておりますが、自転車はどこを通るのか。また、中央自動車道の下の部分で、線形がクランク状になっており、歩道の通行上問題ないかといったご質問をいただいております。

車道の設計速度が低いことから、自転車は車道を走ることを想定しており、歩道については、現時点では線形が折れておりますが、設計上の問題はないと考えております。

これから詳細設計を行う中で、このクランクについて、どのような計画がいいのかもあわせて検討させていただきたいと思っております。

現地でお話がありました状況について説明をさせていただきました。説明は以上です。

(熊谷委員長代理)

現地調査および本日のご説明に基づき、阿久～坂室について、ご意見、ご質問ございましたらお願いします。

いただいた資料の評価では、B/C が 1.3 になっているかと思われますが、先ほど説明がありました国土交通省の算出方法の見直しにより、見直しをした場合、 $B/C=1.3$ の数値はどちらに振れるか。

(道路建設課)

国土交通省の試算では、多少下がる方向で 0.1 以下の変動にとどまっていると聞いております。

そのため、この 1.3 についての影響はほとんどないのではないかなという見込みでおります。

(熊谷委員長代理)

わかりました。

現地調査をしたときに、現道の坂室交差点付近は、結構交通量が多かったと記憶しております。改良工事が終了すれば、市町村に移管する区間だと思うのですが、現状のままでは渋滞等道路混雑する可能性はないでしょうか。

(道路建設課)

国道 20 号バイパスに接続する丁字路があります。今、現道を走っている車が、すべてバイパスに流入すると国道 20 号バイパス交差点で多少渋滞が想定されますが、旧道となる区間が全く使えなくなるわけではなく、沿線には住宅もあるため、ある程度、交通車両が分散されると考えています。よって渋滞等についてはあまり心配しておりません。

(熊谷委員長代理)

阿久～坂室バイパスの接続する今の市道、村道の交差点に信号はありますか。

(道路建設課)

両方とも信号機はあります。

(熊谷委員長代理)

先生方よろしいでしょうか。

特に意見がないようですので、県の新規評価（案）で事業着手とされていることに対して、この委員会においても妥当と判断してもよいでしょうか。

<異議なし>

(熊谷委員長代理)

当委員会の評価も「事業着手」といたします。

(熊谷委員長代理)

次の箇所は、写真や動画を活用した説明をご確認いただいたうえで現地の状況を把握し、詳細審議を行う案件になります。

道路改築事業 一般国道 361 号 姥神峠道路（延伸）についてお願いします。

(道路建設課)

こちらの審議に入ります前に、再評価シートの様式 2-2-1 について、3 点訂正がございますので、説明をさせていただきたいと思います。

既に第 1 回公共事業評価監視委員会でお話をさせていただいた後の修正となり、委員の皆様には大変申し訳ございません。

訂正の箇所ですが、まず、2026 年度（R8 年度）以降の残事業費についてです。

109 億 9,500 万円という記載をしておりましたが、正しくは 139 億 9,500 万円となります。

当初事業費 130 億円に対する残事業費を記載してしまっておりました。正しくは変更後の事業費 160 億円に対する残事業費とするのが正しい記載ということで、訂正をさせていただきたいと思っております。

これに伴いまして、2025 年度末（R7 年度末）の事業進捗率ですが、31.3%となっておりましたが、正しくは 12.5%に訂正をさせていただきたいと思います。

さらに 2025 年度末（R7 年度末）の用地進捗率についてです。8.7%と記載しておりましたが、正しくは 60.2%となります。R6 年度末の用地進捗率の記載をしてしまいました。

正しくは、この今年度末時点の記載となります。

今後、調書の作成等について改めて注意をして参りますので、訂正についてご了承いただきますようお願いいたします。

以上 3 点の訂正をお願いさせていただきます。

それでは、道路改築事業一般国道 361 号、木曽町 姥神峠道路（延伸）についてのご説明をいたします。

本事業の位置図になります。一般国道 361 号ですが、岐阜県高山市と伊那市を結ぶ広域的な幹線道路となっております。

このうち、伊那市から木曽郡木曽町日義間については、地域高規格道路伊那木曽連絡道路として整備が進められており、平成 17 年度までに伊那市から神谷ランプ橋までが供用開始しております。

また、当該区間は、第 1 次緊急輸送道路、また重要物流道路に指定されております。

本事業箇所の新延長 3.5km 区間については、平成 23 年度に「現道が一定レベルの機能を有している」ことから一時休止となっております。

その後、異常気象時でも、安全で円滑な交通を確保するため、令和 3 年度から事業を再開しているところです。

全体計画の概要です。

全体は、3 本のトンネル、8 橋の橋梁により、計画延長 3.5km、車道幅員が 7.0m、道路幅員 10.5m の 2 車線道路を新設するものです。

事業期間は令和 3 年度からになります。今回、完成年度を令和 9 年度から 12 年度へ延伸をいたします。

全体事業費は、当初 130 億円、今回 160 億円ということで、前回から 30 億円の増額となっております。

用地進捗率ですが、令和 7 年度末で 60.2%の予定となっております。

事業再開の契機ともなりました令和 2 年 7 月に発生した現道上の被災状況です。①の箇所では土砂流出、②の箇所では地すべりが発生しております。特に②の地すべりですが、片側通行で通行可能となるまで約 5 ヶ月を要しております。また、復旧が完了し、2 車線通行が可能になるまで、さらに 3 年かかっております。この他、現道では倒木や大雪による通行規制が度々発生しているという状況でした。

現地の状況については、ドローンによる空撮写真によりご説明をさせていただきます。青色の実線が国道 19 号で、赤線が計画路線となっております。国道 19 号の接続点を起点として、ここに丁字交差点を設け、7 号橋、こちらは国道 19 号の上をオーバーで渡っていく計画です。その先、谷地形が 2 ヶ所ありますが、この箇所を 6 号橋、5 号橋で渡ってまいりま

す。その先は、現在畑や民家があり、ここは通常の土工区間になります。

さらに 4 号橋から先、3 号トンネル、さらに 3 号橋と続いていく計画です。なお、国道 361 号の現道については、神谷入口信号から薄い赤色で分岐をしております。

右側から、3 号橋、2 号トンネル、2 号橋、1 号トンネル、1 号橋、0 号橋へ進み、終点は整備済み区間との接続点になっております。

現在の状況について説明いたします。起点部から 5 号橋付近を拡大した写真になりますが、現在 6 号橋の施工に向け、その下を流れる、河川の付け替え工事に着手しております。

5 号橋付近から、3 号トンネル坑口部を拡大した写真になります。5 号橋、4 号橋の間は、土工による工事区間となっておりますが、現在、計画平面図のとおり橋梁やトンネル工事のため、黄色の工事用道路の工事を進めております。

こちらは終点部から、1 号トンネル方面を拡大した写真となります。

令和 6 年度までに一番手前の 0 号橋の既設下部工の耐震補強が完了しております。

現在は、0 号橋の上部工工事発注を行っているところです。

再評価に伴う変更内容について、第 1 回公共事業評価監視委員会で説明をさせていただきましたが、改めて説明をさせていただきます。

1 点目として、トンネル非常用施設の消火栓給水栓の追加になります。当初、各トンネルを個別で見た場合、摘要図にあるとおり、青色の B・C 等級の範囲になっており、消火栓等の設置基準に満たない状況でした。詳細設計を行っていく中で、押しボタン式通報装置なども含め、警察や消防へ連絡がいくシステムになりますので、協議を要するわけですが、この 3 本のトンネルと、2 本の橋梁で繋がっている区間、図面では、延長で 2,080m 区間です。こちらについては、車両等の火災が発生した場合に、その途中に避難をするような接続道路等がないことから、一連の区間と考え、摘要図の赤色の A 等級となり、消火栓等の設備が必要となったものです。このため、元々整備予定としていた非常電話や押しボタン式通報装置などの非常用施設に加え、消火栓や給水設備を新たに追加するもので、これに伴い工事費が 5 億円の増額になります。

2 点目として、資機材および労務単価の高騰による増額となっております。

それぞれ、今回、評価時点の令和 7 年度の価格により再度事業費を算出し、その事業費が当初に比べて 24 億円の増となります。

3 点目として、先ほどもお話をしました 0 号橋の既設橋梁の耐震補強の追加となります。

事業休止前に、既に下部工が施工されており、これを最新の道路橋示方書に基づいて耐震性能を精査したところ耐震補強が必要となったため、1 億円の増となります。

これらの追加工事に伴う各工事期間の増、またこれまでの事業進捗を踏まえ、事業期

間を4年間延長したいと考えております。

整備効果についてです。

1点目は、集中豪雨時に土砂流出等の災害リスクが高い現道を避けたルートとなりますので、安全で円滑な交通が確保できます。

2点目は、伊那と木曽を結ぶ役割に加え、中央自動車道や国道19号、国道153号と一体となり、広域的なネットワーク機能が強化されます。

3点目は、走行時間の短縮です。これらにより、医療機関等への救急搬送、また通院時間の短縮、観光や商業、地域経済の発展などが期待されております。

詳細説明については以上です。

(熊谷委員長代理)

ただいまご説明がありました姥神峠道路(延伸)について、ご質問、ご意見がありましたら、委員の皆様からお願いしたいと思います。

(相野委員)

河川の付け替えがあると説明がありましたが、付け替え後の河川はどのようなものかもう少し詳しく教えていただけますか。

(道路建設課)

こちらの河川については、大きい河川ではなく、町が管理する準用河川になっております。流域面積も小さく、今回の事業による付け替えにより、河川の流域状況が変わる等、そういったことはない形で木曽町と協議しております。

(相野委員)

拡大図で拝見すると、橋脚のできる箇所のとなりにコンクリートの護岸があります。川の下地の地質は、さまざまな地質で構成されているケースが多いと思いますが、地質調査を実施し、橋脚部分も地質がどのようなになっているか調査したうえで、この計画のとおり橋脚が建つということでしょうか。

(道路建設課)

地質調査を行った上で、橋脚、橋梁の詳細設計を進めており、そういったご心配の地質状況も十分確認し、このような設計で進めさせていただいております。

(相野委員)

木曽地方であると、集中豪雨による蛇抜け（土石流）が発生し、大きい石や流木が流れているイメージがあるが、そのような河川ではないのですか。

(道路建設課)

砂防河川等そういったところが結構多い地域かと思いますが、ここは準用河川ということでそういったことを指定はされておきませんので、問題ないものと考えております。

(相野委員)

ありがとうございました。

(熊谷委員長代理)

他にご質問、ご意見ございますでしょうか。

(奥山委員)

0号橋部分について、既設の橋脚が建っているとのことだが、いつ頃の施工か。

(道路建設課)

平成13年です。

(奥山委員)

当時はそのまま上部工も建設する予定で作ったのか。

(道路建設課)

はい。

平成14年に事業休止になっております。

(奥山委員)

最新の耐震基準に合わないということですね。

(熊谷委員長代理)

他にご質問、ご意見ございますでしょうか。

この権兵衛トンネルについては、伊那と木曽地域の交流や産業振興などに寄与しておりま

すが、効果に関する検討、計測といいますか調査みたいなものはあるのか。

（道路建設課）

観光客の推移や医療機関などについて、大幅に増加していると伺っております。観光客の推移でいいますと、特に木曽側になりますが、例えば木曽駒高原などは、これまでに劇的に増えてきているという状況があります。ここ数年を見ても、R2 年に 16 万人ぐらい来ておりましたが、これが R5 年には 43 万人。また、駒ヶ根高原の方はあまり変わらないのですが、そちらの方から木曽に来る観光客の方は増加していると考えられます。

通院の関係については、木曽側から伊那に来る人が多いと聞いております。

（熊谷委員長代理）

この区間には、路線バス等の交通機関はありますか。

（道路建設課）

路線バス等はないです。

（熊谷委員長代理）

その辺を踏まえての評価となると思うのですが、他にご意見、ご質問ございますでしょうか。

（豊田委員）

相野委員からもありましたが、川の付け替えのところで、線形的に流路が大きく変わることはないと考えてよいのですか。

（道路建設課）

線形的には、6 号橋のところで橋脚がちょうど川の中に入っている箇所がありますので、流況をその半分だけ右側に移動させるといった内容になります。

（豊田委員）

水が出た時に氾濫の原因とかになりそうとか、そういう関係はあまりないと考えてよいですか。

（道路建設課）

河川の前後の状況を見たときに、急激に直角で曲がるとか、そういうことはしておりません。現況とあまり変わらない流況になるように設計をさせていただきました。

(熊谷委員長代理)

他にご意見ございますでしょうか。

(新宅委員)

山の中の事業箇所なので、詳細に猛禽類の生態、モニタリング調査を実施していただいているようですが、専門のところに依頼されているのでしょうか。環境とか非常に気になる場所です。

(道路建設課)

今回、お示した資料にはありませんが、当初お配りした再評価シートの中に、環境への配慮というところがあります。その中で猛禽類の生態モニタリングについて記載させていただいております。こちらは調査業務を専門業者に発注しており、状況を確認しながら、今後工事を進めていく予定です。

(新宅委員)

専門業者へ委託し、調査結果は随時もらっているということによろしいですか。

(道路建設課)

はい。

(熊谷委員長代理)

他にご質問、ご意見ございますでしょうか。

(奥山委員)

0号橋のところで過去の災害履歴に印がついているが、神谷ランプで災害があったのですか。

(道路建設課)

資料の×の位置があまり正確ではないです。現道に下りていく神谷ランプ橋がありますが、その神谷ランプ橋を下りた先の斜面が崩れたということで、現在事業を進めている0号橋側の斜面が崩れたということではありません。

(奥山委員)

心配しなくてもいいぐらいの感じでしょうか。

(道路建設課)

大丈夫です。

(奥山委員)

現道部分は、この道の完成後は通れなくなるのか。

(道路建設課)

神谷ランプ橋の下には集落があるため、現道は木曽町に移管する協議を進めております。

(熊谷委員長代理)

それではよろしいでしょうか。

いろいろご質問いただきました。全体総括しますと、この場所の県の再評価案であります継続が妥当と判断するということによろしいですか。

<異論なし>

(熊谷委員長代理)

それでは2番目の案件については、これで審議を終了させていただきます。

続きまして、3番目の案件に移らせていただきます。現地調査をした箇所になります。再評価 道路改築事業 鈴子バイパスについて、道路建設課から説明をお願いします。

(道路建設課)

道路改築事業 主要地方道別所丸子線 上田市 鈴子バイパスについて説明します。

この箇所についても、8月28日の現地調査にてご確認をいただいているというところで、当日は、現道の狭い区間を通っていただき、バイパスの終点部で車から降りていただいて状況について上田建設事務所から説明をさせていただいたところです。

現地調査時にいただいたご意見等についてまとめさせていただきました。まず、事業期間についてのご質問がございましたが、令和15年度の完成を見込んでいる回答をさせていただいております。

2つ目は、学校の統廃合の予定について。また、人口の減少についてのご質問をいただきました。

近傍に東塩田小学校がありますが、上田市に確認したところ、現在、統廃合計画は特にないとのこと。また、塩田地区は、上田市街地のベッドタウンにもなっており、現時点で大幅な人口減少は見られないというような状況です。

3つ目は、鈴子バイパス以外の、上田市都市計画環状道路に位置づけられている石神バイパス・下之郷バイパスの事業化の見込みについて、ご質問をいただいておりますが、まずこの鈴子バイパスの整備に、力を注ぎ、その先は、順次進める予定と回答させていただいております。

4つ目は、自転車道については、観光等にしっかり活用されていけばいいのではないかなという前向きなご意見いただいております。別所温泉等へ通じる観光道路でもあるため、この路線への自転車道整備に伴う自転車の活用の広がりにより観光振興も考えられると回答させていただいたところです。

続きまして、4車線化により、用地取得が難航することはないかというような心配のお声をいただきました。こちら平成8年に4車線道路の都市計画決定をしているところです。地元とは、4車線で整備を進めることで合意を得ております。現在、用地交渉もあわせて進めているところですが、現時点では難航するような声は聞こえていないと回答させていただきました。

最後に工事費の増額について、事業完了時までの物価上昇を見込んでいるのかというご質問をいただきました。前は新規評価時点の令和2年度の単価に基づいて事業費を算出し、今回は、現在の令和7年度の単価で事業費を算出しており、将来にわたる増加分は見込んでいないと回答させていただきました。鈴子バイパスの現地状況の調査については以上です。

（熊谷委員長代理）

振り返りのご説明ありがとうございました。ここまでにについてご意見、ご質問ありましたらお願いします。

（奥山委員）

現地調査時には、現道部分で大型車が通行するとかなり厳しいと感じました。バイパス完成後は、現道部分に大型車進入禁止等の制限をかけることは検討していないのですか。

(道路建設課)

現道は、バイパス完成後は上田市道となり、上田市等が今後どのように考えていくかというところかと思います。集落内の道であり、そういった点も踏まえて、上田市（規制は公安委員会）の方で中に入っていない規制を検討することも考えられるかと思いますが、現時点で私からこういう計画があるということは、申し上げられない状況です。大型車 1 台来るとほぼほぼ普通車はどこか広いところ見つけて、止まっているしかないという状況です。今後、県から市へ申し伝えたいと思います。

(相野委員)

資料の中で、鈴子バイパスが赤く表示されているが、起点部分を見ると通学路が入り組んでいる。新しいバイパスが出来れば、バイパスの歩道を通して起点に行きそこから主要地方道上田丸子線を通して学校に向かうのですか。

(道路建設課)

ご指摘のとおりになると思われます。そのため、起点部の交通安全対策が重要であると考えています。

(相野委員)

主要地方道上田丸子線には歩道はありますか。

(道路建設課)

バイパス接続先の主要地方道上田丸子線には、歩道はあります。県道沿いの児童は、県道の歩道を通して学校に向かい、バイパスを通ってくる児童は、県道の一本東側の川沿いの市道を通る通学路形態になると思われます。

(相野委員)

川沿いの道は安全なのか。

(道路建設課)

現在もそのような動線となっており、安全であるものと考えています。

(熊谷委員長代理)

他にご質問、ご意見ございますでしょうか。

(奥山委員)

今の質問と重なるかも知れないが、現道とバイパスの交差部は平面交差になるのか立体的なのか。

(道路建設課)

立体ではなく平面交差の計画です。

(奥山委員)

その他の交差部も平面交差か。

(道路建設課)

平面交差です。ただ 4 車線道路ですので、左側には行けませんが、中央分離帯を越えて右側の方に抜けるのは厳しくなるかと思います。

(熊谷委員長代理)

他の先生方がいかがでしょうか。

それでは、ご質問、ご意見ないようですので、評価案の検証に入りたいと思います。先ほどまでにいただきました各委員からのご意見は、委員会として意見書へ付すこととしますが、評価案そのものに反対のご意見はなかったと思いますので、この箇所の県の再評価（案）であります「計画変更」が妥当と判断してよいでしょうか。

<異論なし>

(熊谷委員長代理)

それでは、計画変更ということで本委員会の結論にしたいと思います。

(道路建設課)

冒頭にも申し上げましたが B/C の算定のやり直しについてです。もし数字に変更が生じた場合は、第 3 回の時に改めてご説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(熊谷委員長代理)

続きまして、現地調査を実施しました河川事業長地について河川課から説明をお願いします。

ます。

(河川課)

河川課です。

再評価の河川事業 十四瀬川 岡谷市・下諏訪町 長地についてご説明いたします。
8月28日に委員の皆様にご覧いただき、事業箇所のご確認いただきました。その際、用途地域に関するご質問をいただきましたので、今回は、その点についてご説明いたします。

河川周辺の都市計画の用途地域の位置づけの質問でございました。河川の状況と土地利用・周辺開発に関するご意見もございましたので、あわせてご回答・ご説明させていただきます。

まずは、資料の左下、都市計画用途地域図をご覧ください。図中の赤丸で囲っているところが、十四瀬川とJR中央本線が交差している事業箇所になります。図面の左側が岡谷市で、十四瀬川の右岸になります。「準工業地域」及び「第一種住居地域」に指定されています。図面右側の下諏訪町は、「第一種住居地域」と「第二種中高層住居専用地域」に指定されています。

一方、土地利用に関して、岡谷市及び下諏訪町は、まちづくりの目標・方針を示す「立地適正化計画」を策定されています。ページの右下をご覧ください。各市町の立地適正化計画では、ゆるやかに居住場所を誘導する「居住誘導区域」が設定され、事業箇所周辺もこの居住誘導区域に指定されています。本箇所の様に浸水が想定される地域の場合、浸水の程度などの災害リスクを踏まえた 防災・減災対策を実施していくことにより、災害リスクの軽減が見込まれる場合に、居住誘導区域に含められます。まさに、本事業は、治水安全度の向上を図ることにより、浸水被害をできる限り回避又は低減させ、周辺地域の災害リスクの軽減を図る減災対策となります。

現地調査の際に、事業期間に関するご質問もいただきました。

鉄道管理者との協議を進め、令和9年度までに橋梁等の詳細設計を完了させ、令和10年度に工事着手し、令和12年度の工事完成を目指すことをお答えさせていただきました。

関係市町におけるまちづくり・土地利用の計画、更に防災・減災に関する方針と整合・連携を図るためにも、鉄道管理者をはじめとする関係者との協議・調整を鋭意行い、早期の河川改修・整備に取り組んでまいります。再評価 十四瀬川 長地の説明は以上となります。

（熊谷委員長代理）

現地調査およびただいまご説明がありました内容についてご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

（奥山委員）

現地を見させていただき当日も質問がありましたが、氾濫したら大変なことになるということと、近くに新築の住宅があり、早く何とかしないとということではありますが、ＪＲのアンダーの工事になりますが、どのように工事をするかが決まらず、工事に入れないということだとは思いますが、令和４年度から話を進めてきたが、３年経過してまだ案が出ていないという状況であるが、令和９年度までという残り２年で工事の方法が決まるのかということに若干の疑問を持つが、もう少し伸びるのではないかという疑念を持つが、事業期間をもう少し長くすることはできないのか。

（河川課）

確かに設計を進める上で鉄道管理者との協議、設計が固まらない、ということが現時点における課題ではあります。ただ、現場も見させていただいた中で、やはりあの区間だけが今残っているという中で、何とか早めに着手してまいりたいという思いが強い。鋭意、鉄道管理者との協議を進め、何とか早く進めていきたいという思いもあり、この期間を設定をさせていただいております。確かにこれまでの経緯、難航してきたということもあり、難しいところもありますが、県としては取り組んでまいるという姿勢を示させていただきました。

（熊谷委員長代理）

上流部、下流部は、完工されており事業効果を高めるためにも、早めにやらなければならないわけですが、円滑に進んでいないようです。このように第三者といいますか民間事業者などが関係してくることは他の公共事業でもあるのか。

（河川課）

はい。他の事業においても、用地取得等を含めるといろいろな事業者の方が関係します。今回のように鉄道事業者と調整、協議が必要な他の箇所もあります。

（熊谷委員長代理）

大変ご苦労されておりますね。

他の先生方がいかがでしょうか。現地調査されなかった委員もご意見などございましたら願

いします。

(相野委員)

これで協議が整い着手してから工事が完了するまでの間、結構時間がかかると思うが、その間の川の中のメンテナンスは誰が行うのか。

(河川課)

河川内は、河川管理者が実施することになります。

(相野委員)

草が生えていたりすると、ただでさえ狭くて溢れそうなところが、そのまま放置されると雨が降ったときに溢れたりすると思うので、工事が完了するまで問題が起きないように管理していただきたい。

(河川課)

適切な維持管理に努めてまいります。

(熊谷委員長代理)

他にご意見、ご質問ございますでしょうか。

それでは、評価案の検証に入りたいと思います。

先ほどまでにいただきました各委員からのご意見については、委員会として意見書にまとめていきたいと思いますが、評価案そのものに反対のご意見はなかったと思いますので、この箇所の変更の再評価案である継続を妥当ということでこの委員会としては判断してよろしいでしょうか。

<異論なし>

(熊谷委員長代理)

ありがとうございます。それでは、そのようにそしてまとめてまいりたいと思います。

それでは、ここで休憩を取りたいと思います。再開は3時5分位とします。

(熊谷委員長代理)

それでは再開させていただきます。

5 番目の案件になります。これについては、現地調査を実施いたしました。

新規評価、地すべり対策事業茶臼山になります。担当の砂防課からご説明をお願いいたします。

(砂防課)

砂防課です。

新規事業の 1 番茶臼山です。8 月 28 日に開催されました現地調査の状況について説明します。

現場は広範囲であるため、茶臼山動物園の南口ゲートに近い茶臼山地すべりの概要を説明した現地備え付けの看板を基に、まずは過去からの地すべりにおける対策の経過を説明させていただきました。

看板設置箇所は、地すべりブロックにおける中腹部です。

更に、この備え付けの看板と伴に、新たな地すべりの変状の位置や、パネルも併用し、湛水の原因や湛水している集水井の箇所、地下水位の上昇に起因すると考えられる地表面の湧水状況の説明も行い、変状等の説明や、新たな対策となる集水井の配置、既設集水井の湛水を改良する排水ボーリングの新設と中継井の配置の考えについて説明させていただきました。

集水井の排水管の閉塞原因となっている鉄バクテリアの塊のサンプルを現地に持ち込み、実際に確認いただいております。

改めて、対策工事の概要について説明します。

地すべり頭部において、地すべりに起因する新たな滑落崖の発生や湧水の確認や地下水位が高い状況を踏まえ、水位低下をはかる集水井を 3 基新設します。3 号及び 4 号ケーソン集水井が湛水し排水機能が果たされていない状況から、抜本的な対策として新たに排水管の設置と中継井 4 基を設置します。地すべり末端部においては、地下水低下のため、横ボーリング工 3 群と流末処理の水路工の設置を行い、地すべりが活発化しないように対策を講じます。対策工の検討においては、現状を把握するためのボーリング調査や地下水や地すべり変位の観測などを行い、地すべりの機構解析を行ったうえで最適な施設配置を検討していきます。

現地説明時に委員の皆様から頂いた主な質問は、集水井の目詰まりに関する事、地すべり変状の観測に関する事、集水井など新たな対策の配置計画の考え方の大きく 3 つの分野に関するご質問がありました。

1 つ目のご質問は、目詰まりの解消は今回 1 回対策すれば、以降何十年も対策は不要ということでしょうか。というご質問でした。

実際、数年で目詰まりが再発してしまうという状況もあり、定期点検等を行い、状況に応じて目詰まりの解消をしていくことが必要になってきます。

2 つ目のご質問は、鉄バクテリアが発生する原因は、鉄があるからなのか。というご質問でした。

鉄バクテリア自体は、自然由来で土中に含まれているバクテリアです。それが地下水とともに流出してくる空気と触れることにより、バクテリア自体が固化してしまい排水管の中を閉塞してしまうということで、排水管の材質には依存しないという回答をさせていただいております。

3 つ目のご質問は、茶臼山に限らず他の地域でも鉄バクテリアによる目詰まりの問題が発生しているのか。というご質問でした。

管内の他の場所でも発生している状況です。

4 つ目のご質問は、新規で予定している集水井の設置位置は、どのように決めるのかというご質問でした。

ブロックの頭部の集水井は、地下水の流入を頭部で可能な限り遮断する目的として計画しております。その位置については、調査を行い、配置場所については、改めて決定していきたいと考えております。

5 つ目のご質問は、今回計画している集水井は 3 基であるが、将来的に集水井を増やす可能性はあるのか。というご質問でした。

今回の対策を行って、地すべりの活動が今後また顕著化して、対策を講じる必要性が生じた場合は、調査を行って検討していくことになります。

6 つ目のご質問は、地質調査により集水井の基数も変わってくるのか。というご質問でした。

集水井の基数は、地質調査とともに地下水の状況等も調べ、効率的に水を低下させる配置を検討したいと考えております。対策後に、また新たに地すべりが確認された場合については、その現象に対する地すべりの対策を新たに講じていかなければならないという状況です。

7 つ目のご質問は、140 年前から地すべりが起きて対策工が今も行われているが、そのメカニズムというものは解明されていないということか。というご質問でした。

地すべりの原因は、地下水の影響であるということは、はっきりしている。当時、地すべり活動を止められなかったのは、地すべりブロック内で工事を行うことができなかった。昭和 40 年代になり、機械の施工能力が向上したことにより、集水井の施工が可能になったことで、地中の地下水を低下させることができ、地すべりが沈静化してきたと考えております。当該地域

においても引き続き、水位低下を図っていく対策が必要であるということです。

8 つ目のご質問は、集水井により、恒久的な沈静が図られる見込みかというご質問でした。

地すべりの現象としては、地下水を適切に排水することが重要であり、まずは地下水を低減させるため集水井によって動きを止めていきたいと考えております。施設のメンテナンスも今後、適切に点検を行い、必要なメンテナンスはしていきたいと考えております。

9 つ目のご質問は、地下水が地すべりブロックに流入しないように、ブロックの外で遮断する仕組み、または水みちを特定するということは難しいのか。というご質問でした。

頭部の付近にも関わらず、近傍には水田もありますので、山全体に大量の地下水を抱えていると考えられると思っております。現時点においてブロック外の地下水の経路を特定するのは難しいと思っております。調査により水みち等が確認できれば、対応は検討していきたいと考えております。

最後になりますが 10 番目のご質問は、常時地下水を観測しているところがあるのかというご質問でした。

頭部付近については、新しく滑落の動きも見えておりますので、新たに水位を観測するための観測孔を設けており、自動に観測できるようになっている。他のところについても水位を確認できる調査孔があり、定期的に確認等も実施しているような状況になっております。茶臼山の現地調査の状況についての説明は以上です。よろしくお願いいたします。

(熊谷委員長代理)

茶臼山地すべり対策事業について、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

いかがでしょうか。現地調査では、ご説明がありましたように、特に 140 年近く前から地すべりが進んでいたところということで、それに対して今の時点で完全に止めるような対策は難しいし、ご説明がありましたように、地下水がどのように作用して、どのような経路で地すべりに作用しているのか、現時点で解明に至っていないという話をお伺いしたところです。一方で地すべりを沈静化させるための取り組みをしていかなくてはいけないということで、非常に難しい事業かなと感じたところです。いかがでしょうか。

(奥山委員)

一つの集水井に対して、ボーリングの数は何本という決まりはあるのか。

(砂防課)

地形にもよりますが、この現場は、深さが 20m 位の井戸を掘り、その中から横ボーリング

を施工しておりますが、長いもので 1 本 50m 程の横ボーリングが入っております。間隔としては、その先端で 5m から 10m の間で展開していく。比較的こちらの現場は、緩やかな勾配であるため、現状詰まってしまっている集水井もそうですが、360 度の方向で水を抜くということを実施しています。地質調査を行うと、水が多く溜まって流れてくる帯水層というものが見えてくる。その帯水層に横ボーリングを入れ、水を抜くということを実施しているような状況です。こちらの現場の多いところでは、4 段ほどの集水ボーリングを実施しているという事例になっております。これから新しく作る場所についても調査の結果に基づいて計画をしていきたいと考えています。

（奥山委員）

その結果として、掘る本数が増えましたということになり、事業費が増えましたということになる可能性はありますか。

（砂防課）

水がないところに一生懸命施工してもということあります。ただ、地すべりが発生したときも、ほとんど池の状況であった。広範囲に、全方位に水があると思われますので、配置する位置によっては、表に出てしまうため全方位に出来ない場合もあるかもしれませんが、本数が変わるということはないのではないかと考えている。

（奥山委員）

ちなみに、水を抜きすぎた結果、下流部の植生に影響が出てくるということは考えられないか。

（砂防課）

植生に影響が出たという経験をしたことはないですが、場所によっては、生活用水として井戸を使っている場所については、地下水の変化について慎重に検討する必要がありますが、こちらの現地については、下流にあるりんご畑などに湧水が湧き出ることもあり根腐れ等の影響がでるなどあまり良い状況ではない。

（奥山委員）

ありがとうございます。

(相野委員)

関連してお聞きします。水田が近くにあると現地でお聞きしたが、水田への影響はないと考えているのか。

(砂防課)

今回対策をしようとしている場所よりもかなり下の位置になるため、影響はないと考えている。今まで施工を行ってきた中で、周囲の方々から農作物についても、被害もあったという報告は受けておりませんので、調査をして対策を行ってまいります。今のところそういうことはかなり低いと考えております。

(相野委員)

わかりました。ありがとうございます。

(熊谷委員長代理)

他に、ご意見、ご質問ございますか。

ご意見、ご質問なさそうですので、評価案の検証に入りたいと思います。

特に現地調査でいただきましたご意見、ご質問、本日いただきましたご意見、ご質問については、委員会として必要に応じて意見書に付すことにしたいと思いますが、評価案そのものに反対のご意見はなかったと考えておりますので、この箇所の県の新規評価案といたしまして、事業着手という評価が出されておりますが、これについては妥当と判断してもよろしいでしょうか。

<異論なし>

(熊谷委員長代理)

特にご異論ないようですので、事業着手が妥当ということで、この委員会でも判断をさせていただきます。

続きまして、地すべり対策事業の2番目になりますが、こちらは現地調査を行っておりません。写真や動画等を活用した説明でご確認をいただいた上で、詳細審議も行う案件となります。再評価の地すべり対策事業落合について、引き続き担当の砂防課からご説明をお願いします。

(砂防課)

落合について説明いたします。

地すべり対策事業 下高井郡山ノ内町 落合は、山ノ内町役場から直線で東の方向に約 9km 離れた横湯川の右岸斜面に位置しています。横湯川を下った約 2.3km 下流にはスノーモンキーとして世界的な観光地である地獄谷温泉があります。またさらに下っていきますと、角間川と合流しまして夜間瀬川になります。その付近に渋温泉、湯田中温泉等の温泉郷が広がっております。

横湯川の源流部、茶色で囲ったところが地すべりを起こしている箇所です。その下流谷部に地獄谷温泉があり、谷の出口より下流の開けた扇状地形に、渋・湯田中温泉郷がある状況です。当該地すべり区域は約 292ha の大規模な地すべり防止区域であり、その移動土砂量は約 4,400 万 m³ と想定され、地すべりが活発化し横湯川を堰き止めるような地すべりが発生した際は、天然ダムが形成され、それが決壊することにより下流域へ甚大な被害を与えることが懸念されます。

先程も説明しましたとおり天然ダムが形成され、それが決壊することにより下流域へ甚大な被害を与えることが懸念されます。発生した土砂は横湯川を流れ下り地獄谷温泉に到達します。その後谷の出口で広がり人家 1,245 戸、国道、県道、小学校、観光施設等に被害を及ぼします。

事業経過を説明させていただきます。

黄色の範囲が地すべり防止区域の全景、黄色の破線は E ブロックを示しています。平成 29 年の融雪により E ブロックにおいて地すべりの動きが活発化したことから、平成 30 年度に本事業に着手するとともに、落合地すべり検討委員会を発足させ、委員の皆様のご意見をいただきながら事業進捗に努めてまいりました。令和 2 年 4 月にブロックの末端部において融雪期で大規模な崩落が発生しております。末端部の崩壊がさらに拡大し、地すべりブロック全体の動きが増大することが懸念されたことから、末端部での地下水の低下を最優先に実施する集水井 5 基の配置により、ブロック全体の安定を図る計画として、前回再評価を受けているものです。令和 6 年度末の時点において、計画した集水井 5 基のうち 4 基が完成しており、現在 1 基も工事中です。

動画をご覧ください。横湯川に隣接しており、崩落すると閉塞する状況が確認できます。次に現在の工事進捗状況について説明します。

現計画では末端部での地下水の低下を最優先に実施する集水井 5 基の配置を計画しており、航空写真並びに右側平面図に黒色の扇型で示した箇所が該当します。

2 号、3 号、4 号、5 号の集水井はすでに完了し、現在 1 号集水井の工事を進めている状況です。地すべりは、降雨や、融雪により地下水が上昇することにより発生することが多

いため、地下水を排除し地下水位低下により地すべり活動を抑える計画で実施しています。集水井の構造は一般図に示すとおりです。図面に扇形がいくつか記載されていますが、これは、地下水を排除するために行う水平ボーリングを示しています。深い位置の地下水を排除する場合には、扇形の真ん中に井戸を掘ってその中から水平ボーリングを行っている集水井を示したものです。右上には 2 号井集水状況を示しております。また 1 号井は写真のとおり施工中となります。

地すべりの動きを計測する GPS ですが、右の写真が現地の設置状況となります。支柱の先端に機器が設置されており観測をおこなっております。地すべりの動きを計測する GPS の変位量ですが、中腹部、末端部とともに、集水井の施工により、変位量は大きく減少してきておりますが、未だに年間に中腹部で 90mm、末端部で 50mm 以下の動きが観測されているような状況です。

水位観測について説明します。E ブロックにおいて黄色の○で示した箇所で観測しています。左下に現地状況を示しており、小屋の中に観測機器が設置されています。E ブロックの末端に施工した集水井の効果により、ブロック末端部の地下水の観測孔 H30E-1 で約 30m 地下水が低下し、事業の効果が確認されておりますが、中腹部から頭部については、末端部の集水井施工後も水位が変わらず高い状況となっております。上部では中央の写真のような湧水も確認されております。

地すべり滑動は末端部においては集水井施工後、水位が著しく低下し、変位量が減少するなど効果が確認できているものの、中腹部においては水位が依然として高く、GPS の観測等による地すべりの動きがまだ確認されている状況のため、斜面中腹部の水位低下を目的に、赤色で着色した集水井を 5 基追加し、合計 10 基の施工に変更するものです。

事業費の増工及び事業期間の延長は、集水井の施工基数が増えることに加え、近年の資材単価並びに労務単価の高騰によるものです。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

(熊谷委員長代理)

ただいまご説明がありました落合についてご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

(奥山委員)

当初の計画で 5 基予定していた 4 基が完成しており、5 基目の施工中であるが、崩落が起きたから追加で 5 基増工したいということですが、それは新規なのではないか。

(砂防課)

崩落が起きて新たに追加で 5 基という考え方ではなく、E ブロックの動きが顕著化してきた中で、末端部のところの調査に入ったとほぼ同時位に、大きな崩落をしてしまい更に動きが加速化しているという状況下で、まずは末端部のところの崩壊が拡大することにより、更に地すべりが不安定になってしまう。それはやはり水の影響が大きいということで、その末端部の水位を抜くことにより、初めは E ブロック全体の動きが収まってくると考えていた。E ブロック全体の工事進捗状況を見据えた中では、今の事業内容だけでは止まらないため、E ブロックの動きを止めるという当初の目的からすると集水井を追加して初期の目的を達成させるということを考えており事業変更となります。

(相野委員)

2 つありますが、GPS があると思いますが、大きく動いて明らかに滑っているような時は、どこかへ通報がいくような仕組みになっているのか。例えば、下の野猿公園に避難してくださいという連絡が行くなどの体制になっているのかというのが 1 つ目の質問。

上流の方は、等高線が混んでいるように見えるので、下の現在工事をしているところよりも、施工が難しいのではないかと思うが問題ないのか。

(砂防課)

まず、動きに対する連絡体制についてですが、観測もしておりますし、工事も進めておりますので、有事の際の連絡体制ということで役場や近接地区へ連絡する体制は、整えております。

2 つ目のご質問についてですが、結論から申し上げますと出来るということになります。上部に施工する集水井の大きさは 3.5m になりますが、調査をしていく中で木が密集しているところに施工するのが一番効果があるということになれば、国立公園内になりますので、環境省の許可を取ることになります。木を切る必要が生じた場合は、最低限必要な木を切らしていただきたいという協議をさせていただきますけれども、今のところはその必要性は低いと考えている。

(相野委員)

新しい方は、大体この辺りに施工するという計画をしているということで良いですか。もう少し上じゃなくていいのですか。

(砂防課)

調査を進める中で、水位の状況などを踏まえて最終的な配置を決めていくことになりますが、中腹部にかなりの量の水があるということは確かなので、この位置で水を抜くことが効果的であるということは、はっきりしているということです。

(相野委員)

5 基で足りるということで良いですか。

(砂防課)

今のところはそうように考えております。

(熊谷委員長代理)

他にご質問、ご意見ございますか。

一般的に長野県は、山地が多くて急傾斜が多いので、地すべり箇所は全国的に見ても多いところなのでしょうか。

(砂防課)

地すべりの防止区域など危険箇所と言われるところが、日本でも 1 番多い位になる。

(熊谷委員長代理)

長野県は、年間で地すべり対策事業は、何箇所位やっているのか。

(砂防課)

40 から 50 弱になります。

(熊谷委員長代理)

これから、また新たに出てくる可能性もあるか。

(砂防課)

茶臼山もそうですが、地すべりは、繰り返し起きるということも長いスパンで見るとあります。

先ほどもメカニズムという話もありましたが、1 つの条件で発生しているということが難しいところがありますが、原因として地下水の影響により活動するということは、過去の調査などからしても明らかなので、まずは水を低減させることは、効果的だということは間違いなく言える。

今後も対策を実施していきますが、発生する可能性がゼロではない。

（熊谷委員長代理）

長期的に考えると地すべり対策事業で完全に止めるということは難しい。人が住むべきところとか、利用すべきところとか、そういうものは県土全体で考えていく必要もあるということでしょうか。

（砂防課）

社会状況や人口という面からみても、人口が減っているという状況下を踏まえると、今後の村、町などのコミュニティや産業だとか生業をするか、街づくりをどうするのかという課題については、今後考えていかなければいけないと考えている。

（熊谷委員長代理）

ありがとうございます。

他に何かご質問、ご意見ございますか。

ご意見が出尽くしたようですので、評価案の検証に入りたいと思います。

先ほどまでにいただきました各委員からのご意見、ご質問に関しましては、委員会として意見書に必要に応じて付すようにしたいと思います。しかし、評価案そのものに反対のご意見はなかったと思いますので、この箇所の県の評価については、継続が妥当と判断してもよろしいでしょうか。

（新宅委員）

結構です。

（熊谷委員長代理）

それでは、今申し上げた見解を本委員会の判断とさせていただきたいと思います。

それでは、次の案件に移らせていただきたいと思います。

次の箇所は、現地調査を行っていない箇所になります。写真や動画等を活用した説明を受け、ご確認いただいた上で、現地の状況等を委員の中で把握をしていただきまして、詳細審議を行うこととなります。次に新規評価の畑地帯総合土地改良事業夜間瀬について、農地整備課からご説明をお願いいたします。

(農地整備課)

農地整備課です。よろしくお願いいたします。

畑地帯総合土地改良事業 夜間瀬地区の説明をします。箇所は下高井郡山ノ内町になります。

地区の概要ですが、今回新規事業で審議をお願いします夜間瀬地区は、山ノ内町の奥志賀高原の溪流から取水した用水で、町の北西部、中野市との境にある果樹団地を潤すもので、この地域では夜間瀬かんがい排水を略して「夜間瀬かんぱい」と呼ばれています。この夜間瀬かんがい排水は、奥志賀高原スキー場の近くにある大小合わせて 30 を超える溪流から、写真にありますような溪流取水工などで少しずつ水を集めています。この溪流からの取水は写真にあるような比較的大きいもの、非常に小さいもの様々な形のものがあります。また、溪流からの取水では年間通して安定した用水供給ができないため、剣沢という溪流に堤体を築造したため池 剣沢ダムで用水を貯留して溪流からの用水では不足する場合にダムから注水しています。受益地ではブロックローテーションによりスプリンクラーかんがいをしています。水源の標高はおよそ 1,500m、受益地は 500m から 700m になりますので、この間の標高差は約 1,000m となり、奥志賀高原の清流が山ノ内町の農産物を育てています。

この夜間瀬かんがい排水の歴史ですが、昭和 52 年から平成 6 年度にかけて、県営かんがい排水事業、県営畑地帯総合土地改良事業で造成されたものです。元々江戸時代から明治時代にかけて開削された横倉上堰、横倉下堰、須賀川堰という 3 つの農業用水路が、水田に用水供給していました。しかし、土水路で落葉や土砂の流入、豪雨時の崩落など管理に非常な苦勞をしていました。写真は、昭和 50 年頃の農業用水の管理の様子で、この写真の場所は受益地からおよそ 1,000m 上った奥志賀高原になりますので、当時の農業者の苦勞がわかっていただけるかと思います。さて、そうした課題に対応するため、昭和 40 年代に県、町、地元農業者で 3 本の堰をまとめ、パイプライン化するとともにため池の建設により安定した用水供給をする計画となりました。更に、養蚕業が非常に厳しくなっていた社会背景もあり、水田だけでなく大規模に果樹を受益として取り込む計画を策定しました。これにより、りんご、ぶどうの県内有数の産地が生まれたところです。今回ご審議いただく畑地帯総合土地改良事業は、このような歴史を持つ施設の更新を進めるものとなります。地区の課題についてご説明します。

1 つ目は、用水管理・散水制御システムの老朽化です。このシステムは、奥志賀高原のダム水位、ダム付近の流量、ファームポンドの水位を観測し、ゲート操作を行う用水管理と、受益地の畑地かんがい施設をローテーションにより散水する制御システムがあります。平成初期のシステム稼働から、何度から改修を行っていますが、老朽化が進んでおり、大規模な

改修時期を迎えています。システムの老朽化のため、不具合、故障がかなり多くなっており、施設を管理する農業者の苦労はもちろん、修理にかかる維持管理費も増加しております。

次は、電動弁の老朽化です。この電動弁は、システムからの信号を受け開閉するもので、ローテーション散水には欠かせないもので、定期的な更新が必要となっています。全4工区のうち2工区を実施するもので、あとの2工区については、平成28年～令和2年に実施した事業で改修済となっています。地元では、故障した電動弁の使える部品などをストックしておいて、故障があった場合はストック部品で補修などもしております。

最後の課題はダム洪水吐の破損です。

雪庇など想定外の荷重でコンクリートにクラック等の破損が生じているため、補修・補強が必要となっています。一昨年に行った調査で内部の鉄筋の腐食やコンクリートの中性化などは進んでいないことは確認していますが、今後深刻な状況にならないため、該当箇所の補修・補強を行ってまいります。

3計画の概要ですが、先ほどお話しした課題を解消するため、用水管理・散水制御システムの更新、4工区のうち2工区の電動弁更新、ダムの洪水吐補修となります。事業工期は令和8年度から14年度の7年間となります。先の課題でご説明しましたとおり、既に老朽化による不具合、故障等が生じている箇所もあることから、そうした箇所を優先しつつ、随時施設の共用を開始することで、早期に効果が発現できるよう事業を実施してまいります。

4事業の効率性でコスト縮減について説明します。

本事業で最も事業費を必要とする制御システムについては、これまで中央制御局となります夜間瀬かんがい排水組合の事務所から4つの中継局を介し、工区ごとに畑地かんがいの散水制御を行っていました。これを周波数帯の高い無線を利用することで中継局を3つ減らすこととしています。現在、事務所から中継局はNTT回線、中継局から現場の散水制御を無線で行っていますが、3つの工区は事務所から直接信号を送ることとなります。これにより、NTT回線の契約数を減らすことで維持管理コストを低減するとともに、電気通信機器の減少により導入コストと次期更新時のコスト低減を図ります。

地域独自の取組についてご説明します。

夜間瀬かんがい排水は、町内の小学生が、毎年社会見学に訪れます。施設を管理する夜間瀬かんがい排水組合の案内により、地域の用水の歴史、日常管理、それにより生産される農産物について、組合と町が作成した副教材と現場で地域の大切な資源について学ぶ機会を提供しています。また、剣沢ダム周辺には商用電力がないため、自らの用水の落差を利用した小水力発電施設により、ゲート、管理棟の電力を賄っています。現在、県内でも農業用水を活用した小水力発電施設が多くありますが、自らの施設の電力を自ら作るという施設はこの施設のみです。

最後になりますが、左側には山ノ内町がつくる農産物のPRパンフレットの抜粋です。江戸時代に遠く雑魚川に水源を求めたこと、その清流によりおいしい農産物が育まれていることが「だから旨い、清流育ち」というキャッチフレーズとともに記載されています。このように夜間瀬かんがい排水は、町の大きなシンボルとして農産物生産を支えている施設です。農政部としても計画的に施設更新を進め、収益性の高い果樹生産を継続していく施設と考えているところで、事業の実施が妥当と考えているところです。以上で説明を終了します。

（熊谷委員長代理）

ただいまご説明がありました夜間瀬について、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

このあたりの農業の動向はいかがでしょう。多分りんご農家が多いと思われますが。

（農地整備課）

りんご農家が多いですが、皮まで食べられるぶどうも人気が出てきておりますので、ぶどう農家も多くなってきております。それから、プルーンやブルーベリーの観光農園などもあります。作業が集中しないような工夫をされている農家が多くなってきていると感じます。

（熊谷委員長代理）

この地域で、農業者の後継者問題や耕作放棄地の問題などがありますか。

（農地整備課）

耕作放棄地は、この受益地では見当たらないです。収益を上げておられる方々なので、他の地域と比べて後継者が多い地域です。

（熊谷委員長代理）

なるほど比較的高付加価値の高い農業に取り組んでいるということですか。

（農地整備課）

旧志賀高原農協のりんごは、価格も高くブランド化されております。

（熊谷委員長代理）

かんがい排水の「排水」というのは、どういう意味なのでしょう。

（農地整備課）

排水は、農業で使う水、田んぼだと水を使って、最後は排水する。農業用水路ですが、地域の水も入ってきますので、そういう排水も含んでおります。

（熊谷委員長代理）

そういう意味でかんがい排水事業というのですね。わかりました。ありがとうございます。

他に何かご質問、ご意見ございますか。

（相野委員）

ダムの破断してる写真を載せていただいておりますが、どのような改修方法を検討されていきますか。

（農地整備課）

悪くなっている部分を削り、鉄筋に防錆剤を塗りサビが進まないように処理することと、新しい補強材を入れます。破損の状態によっては、鉄板または FRP のようなもので壁が倒れてこないような補強をしていきたいと考えています。

（相野委員）

コンクリート自体は中性化していないということなので、破断してるところをはつり出し、付近もサビ止めをして必要に応じて補強するなどの方法を検討しているということでしょうか。

（農地整備課）

はい。状況に応じて、強度試験を行うなどして検討したいと思っております。

（相野委員）

特に現在の基準でも特段問題になるような強度ではないということによろしいですか。

先ほど橋梁の補強が必要な事例とかありましたが、このダムについては特段問題ないのでしょうか。

（農地整備課）

特に構造計算を再計算している中では、課題になるようなところは確認されていないため、部分的な補強で考えています。

(相野委員)

表面に塗料を塗布したりする必要もなさそうということでよいか。

(農地整備課)

破断しているところ以外にもということでしょうか。

状況をみながら対応を検討したいと思います。

(熊谷委員長代理)

他にご意見、ご質問よろしいでしょうか。

(新宅委員)

一点お願いします。

既に用水の安定供給に支障が生じているようですが、工事期間が7年間ということですが、資料の2ページ目に記載がある不確定要素についてですが、工期が伸びるようなことはあるのでしょうか。もっと早く終わる予定があるということでしょうか。

(農地整備課)

7年間で終わらせたいと思っております。現在、支障が生じているというのも農業に関する流量的なものは確保しております。ただ、故障した場合、例えば弁が1個開閉ができなくなったりすると支障になる。その場合は、古い部品をストックしてありますので、そういうのを使って緊急的な対応はしております。支障が最小限で終わるように用水供給をしているという状態です。また7年間で終わらせたいと思っておりますし、弁類は交換すれば、すぐ新しいものになりますし、制御システムも今動かしているものを随時切り替えながらということを考えていきますので、営農に支障を及ぼすことがないように進め、7年後には全く心配がなくなるようにという形で考えております。早期に事業を終わらせたいと考えております。

(新宅委員)

わかりました。

この不確定要素というのは、期間に対する何か不測の事態が事業の中で、工事で生じたらということでしょうか。

(事務局)

事務局から説明させてください。

事業期間の妥当性評価の様式で（不確定要素）と記載がありますが、そういった観点で設定した工期は適切かというのを右側に書いてくださいということです。

今回の案件に関しては、7年間で完了できるということということで、不確定要素はないということになります。

不確定要素がある場合は、参考として7年間という記載の下に不確定要素を書き込むようにしております。

（新宅委員）

わかりました。

（小山委員）

高周波の方が中継局との距離を長くできるという説明がありましたが、本当にそうでしょうか。

（農地整備課）

専門業者から見積もりを取ったりする中で、周波数帯を変更することによって、遠くまで飛ばすことができると伺っています。

（小山委員）

プロがそのように言うのであれば、良いかと思いますが、私の認識では逆なので、その辺確認された方が良いかと思います。通信間の障害物の有無などによっても

（農地整備課）

参考にさせていただきます。

（熊谷委員長代理）

他にございますか。

ご意見、ご質問出尽くしたようですので夜間瀬の評価案の検証に入りたいと思います。先ほどまでにいただきました各委員からのご質問、ご意見、ご心配については、必要に応じて委員会として意見に付したいと思いますが、評価案そのものに反対のご意見はなかったと思いますので、夜間瀬の県の新規評価案であります、事業着手がこの委員会としても妥当と判断してもよろしゅうございますか。

(新宅委員)

はい。

(熊谷委員長代理)

ありがとうございます。

それでは、最後 8 番目の案件に移らせていただきたいと思います。

最後の対象箇所も写真や動画等を活用したご確認をいただいた上で、委員の皆様には現地の状況を把握し、詳細審議を行うことにしたいと思います。

最後の案件、事後評価の治山事業中条川になります。担当の森林づくり推進課からご説明をお願いします。

(森林づくり推進課)

それでは、事後評価 治山事業 栄村 中条川について説明させていただきます。

事業の詳細の前に、治山事業とはどのような事業か、簡単に説明させていただきます。

治山事業は森林法に基づいて林野庁が管轄する事業であり、水源山地において森林を保全・育成し、それによって土砂災害の防止、洪水の緩和など、森林の各種公益的機能を発揮させることを目的としています。

治山事業は、森林法第 4 1 条に基づき、保安林の指定目的の達成のために行う「保安施設事業」と、地すべり等防止法第 5 1 条に基づき、地すべり防止区域内において行う「地すべり防止工事に関する事業」の 2 つの事業を行います。本箇所は「保安施設事業」にあたります。治山事業は前述のとおり森林の各種公益的機能を発揮することを目的としており、崩れた斜面など、森林を元のように造成し維持します。荒廃がひどい場合は、コンクリートのダム等を設置しますが、森林を造成するための基礎であり、最終的には元の森林にかえすことを目的とします。

以上のことを踏まえ、該当箇所についてご覧いただければと思います。

本事業は、下水内郡栄村で実施した「治山事業」の中条川地区です。本事業は、国道 1 1 7 号及び JR 飯山線を横断する川の上流で、平成 2 3 年 3 月の長野県北部地震により山腹崩壊が発生し、下流の温泉施設や中条地区と国道や鉄道の被災が危惧されたことから、当該事業により、崩壊地の復旧と荒廃溪流の整備を図ったものです。本事業は平成 2 3 年～令和元年まで 9 年間、総事業費は約 27 億円余り、谷止工 5 基、床固工 1 2 基を含む対策工を実施しております。費用対効果 B / C は当初 2.16、評価時で 1.25 です。

事業の変更の経緯として、平成 25 年 9 月台風 18 号により堆積土の一部（約 57

万m³) が決壊し、土石流が発生したことに伴い、対策工の追加を行いました。この結果、総事業費が 17 億 6,900 万円余り増、期間が 5 年間の増となっております。なお、さらなる溪流の安定化を目的に令和 4 年度から、第 2 期工事を実施しています。下の写真は保全対象である人家、国道 117 号、JR 飯山線を含む中条川の全景です。左上の写真は下流の 床固工 3 基、谷止工 2 基、導流堤です。現在は緑が繁茂していて施設の状況が分かりづらいため、第 1 期工事完了（令和 2 年）撮影時のものを使用しています。右上の写真は上流の 谷止工 4 基、山腹工の全景になります。こちらは、事業施工前、施工後の全景写真です。左は被災直後、右は施工後の写真です。平成 23 年 3 月 12 日の長野県北部地震により、2 か所の大規模な深層崩壊（1 号崩壊地・2 号崩壊地）が発生し、崩壊土砂が河道を閉塞させその一部が下流に流出しました。流下した土砂は宿泊温泉施設をかすめて河道閉塞部の下流端から約 1.2km 下流地点で停止しました。左上の写真は下流の土砂堆積状況で、左下の写真は崩壊地と河道閉塞状況となります。こちらは、全体計画変更の要因となった平成 25 年 9 月台風 18 号による被災状況の写真です。上の写真は、1 号崩壊地直下の状況で、河道埋塞土が決壊したため、鋼製床固工 1 基が被災しました。このため、河道開削や排土工、谷止工の見直しを行いました。下の写真は、下流の状況で、土石流によって、鋼製床固工 8 基が被災しました。このため、床固工と谷止工の配置を見直しました。

個々の施設の説明は下流から順番に行ってまいります。

こちらは最下流部の平成 30 年、令和元年に施工した床固工の現在の写真になります。床固工は現在も問題なく機能しております。続きまして、平成 25 年から令和元年にかけて施工した谷止工、床固工、導流堤の現在の写真になります。No. 2 谷止工の奥に見える施設は平成 23 年に災害関連緊急治山事業で整備した減勢工です。どの施設も問題なく機能しております。

続きまして、1 号崩壊地より上流部の現在の状況です。

河道閉塞土砂の脚部浸食を抑制する目的で平成 27 年に河道開削を実施し、残る埋塞土塊を平成 29 年から 30 年にかけて排土しました。こちらが、平成 24 年から令和元年に施工した 1 号崩壊地の現在の状況です。崩壊地直下の工事用作業道の保全を図るとともに、山腹面の侵食・拡大崩壊を防止するため、モルタル吹付工を施工しました。モルタル吹付工は現在も問題なく機能しております。こちらが、平成 30 年に施工したモルタル吹付工と鉄筋挿入工の現在の状況になります。平成 29 年に工事用道路にクラックが生じたことから、斜面を補強するために施工しました。先ほどモルタル吹付工同様、こちらも健全な状態を保っております。こちらは、平成 23 年に施工した誘導堤の現在の状況の写真です。

こちらは流下するなだれのエネルギーの減勢と進行方向を変えることにより、農業用取水

施設の保全及び、山腹斜面に堆積した崩壊土砂の移動を防止することを目的に施工しました。現在も問題なく機能しております。

続きまして、平成 29 年、令和元年に施工した谷止工の現在の状況になります。現在も健全な状態を保っております。

続きまして、平成 27 年から平成 30 年にかけて施工した谷止工の現在の状況になります。現在も健全な状態を保っております。以上が各施設の説明になります。

最後に、直近のドローン空撮映像をご覧ください。

下流保全対象である国道の橋と村道の橋 2 つ、砂防事業で整備したダム 2 基の上流に平成 23 年災害関連緊急治山事業で整備した谷止工があり、ここから上流が治山事業で整備した区域となります。左手に中条温泉「とまとの国」があります。川の合流点から上流にある 4 基のコンクリート構造物が当事業で施工した床固工と谷止工です。さらにその上流にある 3 連の丸い構造物は、平成 23 年災害関連緊急治山事業で整備した減勢工で、この上流に谷止工 3 基を第 2 期工事として整備します。さらに上流の施設は隠れて確認できないため、次の動画で観覧いただきたいと思います。

先ほどの動画より上流の施設になります。

まず、直下にあるのがソイルセメントの谷止工とその上流の様子です。転回しまして、1 号崩壊地の山腹工の撮影になります。川のほうへ戻って、ソイルセメントの谷止工 1 基とコンクリートの谷止工 2 基になります。最後に 1 号崩壊地の山腹工の撮影になります。撮影日は 7 月 10 日ですが、いずれも現在の状況になります。説明は以上で終わりです。

（熊谷委員長代理）

ただいまご説明がありました中条川についてご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

（相野委員）

施工の前と後で環境調査は行っているか。

（森林づくり推進課）

災害関連の緊急の事業だったため、インフラや人命が危なかったことから、まずそちら優先した緊急的な対策として実施しておりますので、環境調査は、前段ではやっておりません。

（相野委員）

工期がある程度あると思うが、その中でもこのような緊急の場合は環境調査は行わないの

か。

（森林づくり推進課）

環境影響調査的なものは、災害関連工事の場合は行わない。

（相野委員）

環境調査を行って準備をしているよりも緊急に工事をする必要があるので、環境調査の対象となっていないということでよろしいでしょうか。

（森林づくり推進課）

まずは、人命やインフラの被災が危惧されますので、環境調査を行っている間に、そちらに危険が及んだ場合には、取り返しがつかないことになりますので。

（相野委員）

わかりました。

（加々美委員）

モルタルを吹き付けした斜面は、ゆくゆくは元々ある植生が回復するように導入していくのか。それともまた、モルタルが劣化してきたらまたモルタル吹付工をするのか。その辺はどうなんでしょうか。最初の説明では、治山事業は、元々の植生を回復していく工法だという説明があったので、場所にもよるとは思いますが、今後の計画がどうなっているのか教えてください。

（森林づくり推進課）

委員のご指摘のとおり、緑化できる場所と緑化できない場所があります。今回のような深層崩壊で露岩しているところについては、露岩したものが崩れないような対策を第一に考えなければいけないため、このような場合は緑化というよりは風化侵食していくことを防ぐための対策を第一に考えます。それ以外のところについては、森林化を目指すということを基本としております。

（加々美委員）

わかりました。ありがとうございます。

（豊田委員）

この溪流は、地震が原因で被災したということですが、不安定土塊が洪水のたびに出ていて、今の河床の状況はどのような感じなのかを教えてください。

（森林づくり推進課）

上流側の方については、かなりの量を排土しており、不安定土塊については、流下する恐れがないくらいまで排土して安定しております。下流については、同じく堆積した土砂がありましたが、導流堤に使用するなど、構造物の中でソイルセメントと合わせて一緒に使用するような方法を採用したり、河道についても整理して、流出の恐れがないようにということで工事を進めておりました。

（豊田委員）

今は、特に何もしていないのでしょうか。

（森林づくり推進課）

今は、第２期工事ということで、中間部分の安定化を目指して構造物を施工しております。

（豊田委員）

わかりました。ありがとうございます。

（熊谷委員長代理）

事後評価の結果のところ、１から４の評価項目について、Ｂ、Ａ、Ｂ、Ａの評価がされておりますが、評価の観点を教えてください。

（森林づくり推進課）

事業効果の発現状況についてですが、今回は災害の対応ということで緊急に実施した事業ということで、目標としては達成しておるということで、それを超えた達成ということではなく、当初の目的は達成されたということでＢとしております。

事業実施に伴う自然環境、生活環境については、上流部等で緑化等により当初よりも崩壊地が緑化されていくということで計画時よりも環境が良くなったということで、Ａ評価としております。

施設維持管理状況については、地域の人たちも参加して施設の維持をしてるというわけ

ではなくて、それは我々が中心になってやっておりますので B という評価をしております。
地域住民の皆さんの評価については、地域の皆さんの声を反映いたしまして、評価が高いと
いうことで A という判定をさせていただいております。

（熊谷委員長代理）

地域住民の具体的な評価ですが、下流部の集落やコミュニティの状況とか人口の状況と
かそこら辺はいかがですか。すなわち、転出してしまった人の意見とかは多分反映されてない
と思いますが、そのあたりはどのような感じなのでしょうか。

（森林づくり推進課）

転出されている方の人数等は把握しておりません。地区の代表者の声や役場の担当課
長の声などをお聞きしております。

（熊谷委員長代理）

他にご質問、ご意見ございますでしょうか。

意見が出尽くしたと思いますので、この中条川について、評価の検証に入りたいと思いま
す。各委員からのご質問、ご意見については特に反対のご意見はなかったと思います。中条
川の県の事後評価は妥当ということでございます。これについて、この委員会においても特に
問題ないということでよろしゅうございますでしょうか。

<異論なし>

（熊谷委員長代理）

特に異論ないということでございますので、本委員会においても県の評価案を認めたとい
うことにさせていただきたいと思います。
ありがとうございます。

以上で本日予定しておりました県の新規評価、再評価、事後評価の詳細審議を終了
させていただきたいと思います。

全ての審議が終了しましたので、意見書の作成になります。

今まで出ました意見を踏まえ、委員長代理の方で、県と相談しまして意見書のたたき台
を作成してまいりたいと思います。意見書のたたき台については、できた段階で事務局の方か
ら各委員の皆様に送付していただくようにいたしたいと思います。それについて委員の皆様
のご意見をいただいて加筆修正をするという段取りで進めたいと思いますが、よろしゅうござい

すでしょうか。

(新宅委員)

お願いします。

(熊谷委員長代理)

はい。ありがとうございました。

それでそのような段取りで進めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは議事の(1)(2)については、これで終了させていただきます。

議事次第(3)公共事業評価様式の見直しについてということで、第1回委員会意見を踏まえながら、事務局の方から再評価様式の修正案の説明をご提案していただきたいと思います。

(事務局)

画面上に共有させていただいている資料は、前回お示した資料になります。

前回いただきましたご意見ですが、再評価の見直しについて、評価対象事由を記載するところがございます。赤書きでお示しましたが、この事案では、「再評価を実施してから一定期間が経過している箇所(要領第4号要件)」と記載しております。このカッコ書きの要領第4号要件というのがわかりにくいというご意見をいただいております。

ご意見を受けて修正案をお示しておりますが、第1回委員会の際に該当する評価対象事由を全て列記して『○』をつけるような形で、示したらどうかといったご意見をいただいておりますので、そのような形で整理した修正案をお示しております。ご覧いただいている修正案ですが、該当項目が8項目ありますので少し情報量が多いかな。という気がしております。そこで相談ですが、今の8項目を列記しておいて、該当項目に丸をつけるというパターンが左側にお示したものになります。右側にお示しているのが、該当項目だけをプルダウンで選択できるようにしてはいかがかというパターンになります。先ほどの括弧書きの要領第何号要件というの記載を外した状態で、お示してはいかがかと考えております。今2パターンほど考えておりますが、事務局としてはこの右側のパターンでいかがかなと考えておりますが、ご意見をお聞かせください。

(熊谷委員長代理)

説明ありがとうございました。再評価の様式の修正案ということでございます。事務局として

は 2 パターンでお示ししていただいて、どちらかといえば最後の右側のパターンがわかりやすいのではないかとということで、ご説明をいただきましたが、先生方いかがでしょうか。特に第 1 回の委員会でこの部分についてご意見をいただきました先生方いかがでしょうか。この資料は公表されるんですよね。県民の皆さんがわかりやすい内容とすることが大事ですね。

（事務局）

そこも重要ではありますが、必要な事項が記載されてることが必要ではないかと思っております。

（小山委員）

我々が見るのであれば、どちらでもいいかと思いますが、県民の方々に公表するのであれば、なるべくシンプルな方がいいかなと思いますので、個人的には事務局の案でいいと思います。

（熊谷委員長代理）

他の先生方、特にご異論ございますでしょうか。

どこかに先ほどの再評価の該当要件である 8 項目が示されるわけですね。

（事務局）

ホームページにも掲載しておりますが、要領の中に記載があります。

（熊谷委員長代理）

そこら辺がわかりやすく県民に伝われば、小山先生の方でおっしゃっていただいた形でよろしいかなと思いますが、特に異論等ございますでしょうか。

（相野委員）

一定期間を経過したというところが、いくつか選択肢の中に出てくると思いますが、一定期間というのは一体どのぐらいなのかというのが、多分県民の方にはわからないと思います。

（事務局）

今いただいたご意見は、確かに一定期間という表記の仕方だと何年間なのかということがわかりにくいということがありますので、事務局と事業担当課で検討させていただきたいと思います。具体的な記載ができないかということを検討させていただきたい。

(相野委員)

自分で見た時にわからないなと疑問に思うかなということで、具体的な解決の方策は持ちあわせておりませんが、何か工夫があるとより良いかなと思いました。

(事務局)

相野委員ご指摘のとおりです。

第 3 回委員会時にご報告ができるか。また、電子メール等でご報告させていただきかどちらかの方法でご報告させていただきます。よろしくお願いします。

(熊谷委員長代理)

(3) 公共事業評価様式についての審議はここまでとさせていただきたいと思います。

最後 (4) その他でございます。

その他について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

今後のスケジュールについてご連絡をさせていただきます。次回についてですが、第 3 回委員会は 9 月 24 日 (水) の午後に開催を予定しております。会議室またはオンラインのどちらの方法でもご出席いただけるよう準備したいと思います。詳細が決まり次第、ご連絡いたしますので、ご都合いただけますようよろしくお願いいたします。また、熊谷委員長代理からご確認いただきましたとおり、第 3 回委員会ではこれまでの委員会でご審議いただいた県の新規評価、再評価、事後評価のそれぞれについて、意見書の取りまとめをお願いします。

意見書のたたき台については、委員長代理からご提案いただいたとおり、それぞれ熊谷委員長代理に作成いただいた後、事務局の方から委員の皆様へ事前送付させていただきます。送付の時期は、第 3 回委員会のおおむね 1 週間前を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。以上になります。

(熊谷委員長代理)

事務局から次回委員会の日程についてご説明がございました。これについて委員の皆様よろしくお願いいたします。何かご質問とかございますか。

それでは、後日事務局から詳細についてご案内をお願いいたします。議事が全て終了しました。若干予定より延びてしまいまして申し訳ございません。

事務局にお返ししたいと思います。

(事務局)

本日は、長時間にわたりご審議をいただきありがとうございました。途中、Web 会議のカメラの不具合など不手際があり、大変すみませんでした。以上をもちまして第 2 回評価監視委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。